

申請手数料取扱について

<確認申請について>

- 1 天空率（道路・隣地・北側）の審査が必要なものは、別途審査料各¥5,000を申し受けません。
- 2 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料各¥20,000円を申し受けます。
- 3 既存建物の構造遡及適用物件に関しては、その遡及に係る面積の2分の1を加算して、申請床面積と読み替えて算定したものの手数料を申し受けます。
- 4 計画変更確認申請の手数は、原則として平成11年4月28日付建設省住指発202号通達の第4の1に示す方法で算定いたします。
- 5 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし手数料の算定を行います。
- 6 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に関連部分（同一棟）の床面積の2分の1を加算した面積を手数料算定面積といたします。
- 7 当機関にご申請頂いた物件を取り下げされ、再度同物件をご申請頂く場合の手数は、新しい申請とみなして手数料表に定める金額を申し受けます。（減額はございません。）

<中間検査申請について>

- 1 中間検査申請手数料は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。
中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計といたします。
- 2 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 3 当機関で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、手数料表定める確認審査手数料を加算いたします。
- 4 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2（千円未満の端数切上）を申し受けます。

<完了検査申請について>

- 1 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥30,000円を申し受けます。
- 2 当機関で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算いたします。
- 3 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2（千円未満の端数切上）を申し受けます。

以上